

① 件 名
石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年省令第41号）」が平成28年3月31日に公布、平成28年4月1日から施行された。</p> <p>これに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（平成28年総務省告示第137号）」が平成28年3月31日付けで告示、平成28年4月1日から施行され、石巻市消防団員等公務災害補償条例も同様に改正が必要となったものである。</p> <p>【目的】</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、本市においても総務大臣が定める金額が増額改定されたことに基づき、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るものである。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none">1 消防組織法2 労働者災害補償保険法施行令3 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令4 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令5 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件 <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ol style="list-style-type: none">1 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年省令第41号）が平成28年3月31日に公布、同年4月1日施行2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（平成28年総務省告示第137号）が平成28年3月31日に公布、同年4月1日施行3 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日に専決処分、同年4月1日施行

<p>⑤主な内容</p> <p>1 石巻市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の改正 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額を改定した。</p> <p>(1) 常時介護を要する場合について 親族などによる介護を受けていないときは、1月当たりの介護補償上限額を104,530円から104,950円に、親族などによる介護を受けているときは、1月当たりの介護補償の一律定額を56,720円から57,030円に改正した。</p> <p>(2) 随時介護を要する場合について 親族などによる介護を受けていないときは、1月当たりの介護補償上限額を52,270円から52,480円に、親族などによる介護を受けているときは、1月当たりの介護補償の一律定額を28,360円から28,520円に改正した。</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>今後とも、消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。 なお、現在、損害補償に係る介護補償を受けている者はいない。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他市町村においても同様の改正を行うこととされている。 (本条例と同様の改正は、県内では本市及び仙台市、塩釜市であり、他の市町の消防団員公務災害補償は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合で共同処理している。)</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>1 専決処分について、次に開催される市議会に報告する。</p>
<p>⑨その他</p> <p>消防団員の公務災害に係る認定及び補償額の算定等については、全国組織である消防団員等公務災害補償等共済基金により裁定され、本条例に基づき決定し支給している。</p>